

令和7年度熊本県公立学校教員採用選考考査についての現況

令和6年4月17日(水)現在

● 第一次考査

- ・ 予定どおり

6月16日(日)実施予定、会場等変更なし

● 志願手続について

- ・ 職歴は直近5年以内のものを入力する

- ・ 特別選考及び加点制度に関する必要書類は、下の提出先に郵送又は持参

※提出用封筒の書き方は実施要項の P.16 を参照

※令和6年5月2日(木)必着

※持参の場合は平日8:30~17:00のみ受付

※『複数校種免許状所有者及び取得見込者に対する加点』については、**第二次考査合格後に提出。**

<提出先>

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

<問合せ先>

メール:gakkoujinji@pref.kumamoto.lg.jp

※表題を「教員採用質問」としてください。

電 話:096-333-2857(学校人事課 教員採用・育成班)

令和7年度熊本県公立学校教員採用選考考査に関するQ&A

～志願手続・記入の仕方等～

Q:所有している免許状が休眠状態ですが、志願することはできますか。

A:できます。

令和4年度、教員免許更新制が解消されたことに伴い、令和4年7月1日時点で有効な普通免許状(休眠状態含む)は、手続きなく有効期限のない免許状となりました。なお、免許更新せず「失効」となった免許状については、令和6年度中に授与の手続きを行う必要があります。

免許状の有効性の確認については、熊本県教育委員会ホームページをご確認ください。

※熊本県教育委員会ホームページ URL

(<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9026.html>)

※免許状**取得見込**で採用選考考査を受考される方(キャリアチェンジ特別選考の**受考資格イ**で受考される方を除く)は、令和7年3月未までに**授与申請**を行う必要があります。免許状が取得できない場合、候補者名簿から削除されますので、早めの申請を心がけてください。(特に、本年度、免許状取得見込による加点を考えている方は、免許状が取得できないと加点が無効となりますので、ご留意ください。)

Q:第一次考査が全免除の場合、写真票はいつ提出すればよいですか。

A:第一次考査後、「第二次考査について」の通知にて、写真票の提出についてお知らせします。第一次考査前の提出は必要ありません。

～加点制度～

Q:司書教諭の資格を所有している者の加点制度の必要書類で、要件を満たすことを証明する書類は「単位取得証明書」でよいですか。(実施要項P.12)

A:「司書教諭講習修了証書」(文部科学省交付)または「司書教諭資格取得証明書」(各大学交付)が必要であり、「単位取得証明書」は該当しません。

～キャリアチェンジ特別選考～

Q:民間企業A社で正規職員として1年半、B社で同じく3年半で合計5年の勤務経験がありますが、「キャリアチェンジ特別選考」受考資格②の対象になりますか。

A:民間企業等に5年以上正規職員としての勤務経験を有する方が対象であるため、該当します。(実施要項P. 7)

Q:「キャリアチェンジ特別選考」受考資格②での受考を希望しています。経験実績を証明する書類として、どのような書類を提出すればよいですか。(実施要項P. 7)

A:「①受考者名、②雇用期間、③雇用形態が記載され、勤務先の代表者が証明したもの」であれば、どのような様式でも構いません。すでに退職されている方も、勤務当時または現在の代表者が証明したものであれば可です。ただし、健康保険証や、年金証書等では代用できません。

New

Q:免許を所有せずキャリアチェンジ特別選考で合格した場合、令和7年4月から学校に勤務できますか。(実施要項P. 7)

A:採用は『免許取得後』の4月1日としています。採用猶予期間は、令和9年3月31日までです。令和7年4月採用予定となるのは、現在、免許を所有している方または令和7年3月31日までに取得見込の方です。